



医療的ケアが
必要な子どもを見守る
ハンドブック

医療的ケアが 必要な子どもを見守る ハンドブック



もくじ

1. 医療的ケアとは	2
2. 相談できる人・つないでくれる人	3
3. 退院に向けての準備	5
4. 生活の中で受けられる支援	6
障がい者手帳	6
各種制度	7
福祉のサービス	9
保育と教育	13
医療	14
5. 災害時の対応	15
6. Q&A	16
7. 先輩からのメッセージ	17
便利なアプリの紹介	18
8. 相談窓口	19

「医療的ケアが必要な子どもを見守るハンドブック」

令和7年(2025年)3月発行
発行者 北播磨障がい福祉ネットワーク会議
医療的ケア児等支援部会

令和6年度事務局
加西市福祉部地域福祉課
〒675-2395 加西市北条町横尾1000番地
TEL 0790-42-8725
Mail shogaifukushi@city.kasai.lg.jp

・令和7年3月現在での情報を掲載しています。
・掲載されている情報は、各市町によって制度の有無・給付条件・内容等が異なります。詳しくは、地域の医療的ケア児等コーディネーターまたは各市町の障がい福祉担当課にお問合せください。

おわりに

北播磨障がい福祉ネットワーク会議では、医療的ケアが必要な子どもとご家族が安心して生活を送るため、医療的ケア児等支援部会を立ち上げ、北播磨地域の行政、医療、福祉事業者等が連携し課題解決を行ってきました。

医療的ケアが必要な子どもが在宅での生活を送る中で、福祉の制度やサービスは複雑で理解しにくく、利用しにくいという課題があります。このハンドブックは、困ったときの対処方法や相談先、どのような制度やサービスが利用可能かなどを、ご家族にできる限り分かりやすくまとめたものです。

医療的ケアが必要な子どもが地域で生活していくために必要な福祉の概要や、行政機関の窓口の情報が掲載されています。

医療的ケアが必要な子どもとご家族が日常生活で活用され、安心して生活できるようになれば幸いです。

北播磨障がい福祉ネットワーク会議
医療的ケア児等支援部会

令和7年3月

医療的ケアとは 代表的な医療的ケア

病院で行われる治療を目的とした医療行為とは異なり、在宅での生活を支えるために、医師や看護師の指導のもと、家族や支援者が行う、生命維持に必要不可欠な医療行為のことを指します。

呼吸の補助

① 人工呼吸器

自分で呼吸がうまくできない場合に、呼吸を人工的に助けるための医療機器を使って呼吸を補います。



たんの吸引

③ 吸引

自分でたんや鼻水を出したり、唾液を飲み込むことが難しい場合に、吸引カテーテルでたんや鼻水を取り除きます。

② 気管切開

呼吸がうまくできなかったり、自力でたんを出せず苦しくなったりする場合に、手術でのどに穴をあけ、気管カニューレを挿入して呼吸をしやすくします。

④ 酸素吸入

酸素を十分に取込めない場合に、適切な量の酸素を補います。



加温加湿器・人工呼吸器



酸素ボンベ

栄養摂取

口から食べることが難しい場合、直接胃や腸に栄養を入れる「経管栄養」という方法があります。

① 経鼻経管栄養

鼻からチューブを通して栄養剤や水分を入れます。

② 胃ろう

おなかから胃に穴をあけて、胃にチューブを通して直接栄養を送り込む方法のことです。栄養剤以外に、食事をミキサー食にして注入することもできます。



胃ろう

排せつの補助

① 導尿

尿道に細いチューブを入れて、尿を外へ出す方法です。

② 人工肛門

おなかから腸に穴をあける手術を行い、便を出しやすくします。



相談できる人
つないでくれる人

誰がどんなサポートをしてくれるのか、まずは各市町に配置されている「医療的ケア児等コーディネーター」にご相談ください。

福祉

医療的ケア児等
コーディネーター

医療的ケアが必要な子どもとその
家族への支援の総合調整

相談支援専門員

- ・ 困りごとを整理し利用可能なサービスや専門機関の紹介
- ・ 計画の立案や支援者の調整

福祉事業所

- ・ 居宅介護（ヘルパー）
- ・ 日中一時支援
- ・ 児童発達支援
- ・ 放課後等デイサービス
- ・ 短期入所（ショートステイ） など



困ったことや心配なこと、「これってどうしたらいいのかな？」と思うことがあれば、遠慮なくご相談ください。ご家族に寄りそいながら、必要な支援につないでいくお手伝いをさせていただきます。



医療的ケア児等
コーディネーター

市役所・町役場

母子保健

障がい福祉

サービスや制度、施設利用等
についての説明や申請手続き

各市町障がい福祉担当課

- ・ 育児や子どもの発達などに関する相談
- ・ 子どものライフステージの節目に関する相談、関係部署との連携・調整

各市町母子保健担当課

	名称	所在地・電話番号	備考
兵庫県	兵庫県北播磨県民局 加東健康福祉事務所	加東市社字西柿1075-2 社総合庁舎 0795-42-5111	小児慢性特定疾病医療費助成、 保健師による療養相談
	兵庫県医療的ケア児 支援センター	医療福祉センターきずな 内(加西市若井町字猪野 83-31) 0790-44-2886 icare@medical- kizuna.net	日常的に医療的なケアを必要 とするお子様とご家族が、地 域、ご自宅で安心して生活で きるような様々な相談を受け ける窓口です。
	北播磨こども発達支 援センター事務組合 わかあゆ園	加東市下滝野1283番地1 0795-48-3074	小児神経科医等による診療や 理学療法、作業療法、言語療 法、少人数での障がい特性に 応じた保育を行い、生活習慣 の確立や社会性を育み、地域 で楽しく主体的に過ごせるよ うに支援します。

北播磨県民いきいき情報

児童施設(北播磨地域)や障がい福祉サービス事業所の情報をご確認いただけます。メニュー>福祉>施設情報



医療情報

歯科情報

兵庫県歯科医師会

- ・ メニュー>障がい者歯科診療から、配慮を要する患者の相談、歯科医療機関リストを確認することができます。



訪問看護

兵庫県訪問看護ステーション連絡協議会

- ・ ブロッカー一覧から【北播磨】ステーション一覧選択で、地域で利用できる訪問看護ステーションを検索できます。



相談窓口

医療的ケア児等コーディネーター



市町	事業所	所在地・電話番号
西脇市	西脇市障害者基幹相談支援センター ういーぶねっと	西脇市健康福祉連携施設 西脇市下戸田128-1 0795-27-8450
三木市	三木市障害者基幹相談支援センター	三木市役所 三木市上の丸町10-30 0794-82-2000
	こども発達支援センター にじいろ	三木市加佐62-1 0794-82-4165
小野市	小野市障がい者基幹相談支援センター	小野市役所内 小野市中島町531 0794-63-1098
加西市	加西市基幹相談支援センター やすらぎ	加西市役所内 加西市北条町横尾1000 0790-42-6708
加東市	加東市障害者基幹相談支援室	加東市役所内 加東市社50 0795-27-7103
多可町	福祉課	多可町役場内 多可郡多可町中区中村町123 0790-32-5180

市役所・町役場相談窓口

市町	事業所	所在地・電話番号
西脇市	社会福祉課	西脇市下戸田128-1 0795-22-3111
三木市	障がい福祉課	三木市上の丸町10-30 0794-82-2000
小野市	社会福祉課	小野市中島町531 0794-63-1011
加西市	地域福祉課	加西市北条町横尾1000 0790-42-8725
加東市	社会福祉課	加東市社50 0795-43-0409
多可町	福祉課	多可郡多可町中区中村町123 0795-32-5120

訪問看護ステーション

看護師が自宅を訪問し、医療的ケアや健康管理を提供するサービスです。家族へのケアに関する相談にも応じています。自宅で安心して生活できるよう支援します。

医療



医療ソーシャルワーカー（MSW）

- ・ 経済的・心理的・社会的な問題に関する相談
- ・ 在宅生活に向けた関係機関との連携・調整

看護師

- ・ ケアの実施や体調管理のサポート
- ・ 家族へのケアの指導や医療に関する相談

病院

医師

- ・ 診察、投薬、処置
- ・ 看護師などへの医療的ケアやリハビリの指示

リハビリ専門職

理学療法士(PT)
作業療法士(OT)
言語聴覚士(ST)

関節の変形を予防するための姿勢管理やコミュニケーション手段の獲得、食べる・飲むなどの摂食・嚥下などのリハビリテーションの実施



不安はあるけど、たくさんの人に支えてもらえて安心です。



保育・教育

保育園・こども園

- ・ 子どもの発達に合わせた支援と心身の成長をサポートします。
- ・ 医療的ケアが必要な場合には、専門のスタッフが対応
- ・ 医療的ケア児が在籍している園に看護師を配置

学校

- ・ 子どもの学びと成長を支え、生きる力や社会性を育む場所
- ・ 子どもの発達やニーズに応じた教育
- ・ 医療的ケアが必要な場合には、専門スタッフが対応

各各市町教育委員会
子育て支援担当課

退院に向けての準備

入院中、自宅での生活を開始するまでに必要な準備があります。医療ソーシャルワーカーや看護師と相談しながら準備を進めていきましょう。

ご家族が準備すること

- 医療機器の使い方やケアの方法を覚えましょう。
- トラブルが起こったときの対応を練習しましょう。
- 入院中に外泊の体験をしましょう。
自宅で一緒に過ごし、医療機器の操作確認、1日のスケジュールの確認、外出時の確認などを行いましょう。
- 自宅の環境調整をしましょう。
ご自宅での生活に向けて、お子様が使うベッドや医療機器・医療物品などの準備をしましょう。医療機器の電源が確保できるようにお部屋のコンセントの場所などを確認したりしながらレイアウトを考えていきましょう。医療機器の中には、給付やレンタルできるものもあります。退院後に利用する訪問看護ステーションが決まっていれば一緒に相談に乗ってもらえます。
- 移動手段をどうするか考えましょう。
医療機器が必要なお子様は、かなりの荷物量になりますので、大きいサイズの車が便利です。お子様の大きさや障がいによって、一般のベビーカーで大丈夫か、専用バギーを作製するかも早めに検討するといいです。
- 制度利用の申請の手続きをはじめましょう。
医療費の助成や手帳の申請など、該当する方については、入院時から申請しておく心安心です。

地域の支援者との顔合わせ

自宅での生活を支える支援者※が決まったところに、病院に支援者を集め、ご家族と一緒に具体的な支援内容の話し合いを行います。(退院前カンファレンス)

※相談できる人・つないでくれる人参照(p.3-4)



きょうだい児の育児との両立に悩みましたが、祖父母やヘルパーさんの協力を得ながら、上の子の行事にも参加できています。上の子も『お手伝いしたい』と言ってくれて、家族みんなで支えています。

仕事と介護の両立に悩んでいましたが、会社で状況を話してテレワークを活用できるようになりました。朝夕の医療ケアを妻と分担できるようになり、子どもとの時間も増えました。男性の介護経験者は少ないですが、父親同士の情報交換の機会も徐々に増えています。



休日は子どもとプールや公園に出かけています。医療機器の管理に慣れるまでは緊張しましたが、今では外出先での吸引やケアにも自信が持てるようになりました。ある日、公園で同じような立場のお父さんに声をかけられ、お互いに少し情報交換をしたり、共感あったりできたことが心強かったです。

つながろう！
届けよう！

兵庫県医療的ケア家族会

兵庫県在住の医療的ケアを必要とする当事者とその家族、支援者のコミュニティです。困りごとを声に出してみませんか。



便利なアプリの紹介

みんなでつくるバリアフリーマップ「WheeLog!」

障がい者トイレの場所や、バリアフリーの施設を検索できるアプリです。外出時、子どもと一緒に移動する際に役立ちます。事前に調べておくことで、急なトイレや休憩場所の不安を減らすことができます。



「お薬手帳」アプリ

複数の薬を使っている場合、服薬の管理が大変です。このアプリは、お薬の服用時間や量を記録し、リマインダーで忘れずに投薬できるようサポートします。外出先でも確認できるので便利です。

「famicare(ファミケア)」

疾患や障がいのある子どもとご家族の「情報のなさ」を解決するために開発された相談Q&Aアプリです。「知りたいこと」や「よかったこと」をみんなでシェアして「困った」を解決、「楽しい」ヒントを発見できます。



先輩からのメッセージ

医療的ケアの必要なお子様を育てているご家族から、実際の体験や心強いメッセージをお届けします。同じような不安や喜びを感じてこられた先輩たちの言葉が、これからの子育ての力になれば幸いです。



6歳になってから体力がついてきて、外出の機会が増えました！外出するだけで疲れがちでしたが、今では少しずつ行動範囲が広がっています。

春・秋は気候が穏やかで外出しやすい季節です。王子動物園や神戸どうぶつ王国によく行きますが、広い障がい者トイレが使いやすかったです。入場料の割引制度もあるのでおすすめです。

訪問看護をお願いしたことで、体調管理の心配事が減りました。最近では「肌つやがよくなってきたね」と周りから声をかけていただくことも。同じ経験をされている先輩ご家族に相談できることが、何より心強い支えになっています！



外に出かけるのが好きで、よくお買い物やお出かけをして楽しんでいます。時には周りの視線を感じることもありますが、気にせず楽しむようにしています。毎日、元気いっぱいの笑顔に癒されています♪

イオンなどの大型ショッピングセンターや赤ちゃん用品店は、広い駐車場と充実した多目的トイレがあり、安心して利用できました。

病院やリハビリなど、慌ただしい毎日ですが、関わってくださる方々との出会いが、多くの学びと気づきをくれてます。



生活の中で受けられる支援

こどもの成長に応じた支援マップ

	新生児						乳幼児・幼児						児童・生徒			成人
	出産～12か月	1	2	3	4	5	6	7～12	13～15	16～18				18歳以上		
医療	外来・入院・リハビリ															
	訪問看護															
	予防接種															
	小児慢性特定疾病医療費助成 ※詳しくは7ページへ															
	自立支援医療															
教育・保育	こども園等						小学校		中学校		高校					
							学童保育 アフター									
							特別支援学校									
	児童発達支援						放課後等デイサービス									
福祉							保育所等訪問支援事業									
													グループホーム			
													生活介護 就労支援			
	日中一時支援・短期入所(ショートステイ)															
	補装具・日常生活用具															
	相談支援															

障がい者手帳

障がい者手帳を取得すると、等級や状態に応じて、医療費の軽減や補装具(車いすやベッドなど)購入費用の助成など、各種支援制度を利用できます。

身体障がい者手帳

身体に障がいのある方(1～6級)
肢体不自由、視覚、聴覚または平衡機能、音声・言語またはそしゃく機能、心臓・じん臓・呼吸器・ぼうこうまたは直腸機能、小腸、免疫、肝臓機能

療育手帳

知的に障がいのある方(A～B2)
療育または日常生活上の支援が必要と認められた人も、兵庫県では療育手帳の交付対象となっています。

精神障がい者保健福祉手帳

精神に障がいのある方(1～3級)

※ 取得にあたっては、主治医や障がい福祉担当課に相談してください。
※ 診断内容や年齢にもよりますが、申請から交付までに1～3カ月程度かかります。

☎お問合せ
各市町障がい福祉担当課

各種制度の紹介

医療費などの助成

制度名	内 容	対 象
乳幼児等・こども医療費助成 ☎お問合せ先 各市町	健康保険が適用になる診察を受けたときの保険診察自己負担を助成	0歳から18歳に達した年度末までの子ども 所得制限なし
重度障害者(児)医療費助成 ☎お問合せ先 各市町	重度の障がいがある方の入院・通院・訪問看護医療費等、保険診察分の自己負担額の一部を助成	①身体障がい者手帳1,2級 ②療育手帳A判定 ③精神障がい者保健福祉手帳1級のいずれかの手帳をお持ちの方等(所得制限あり) 各市町によって異なります。
未熟児の医療費助成 ☎お問合せ先 各市町	指定養育医療機関において入院養育を行う必要がある人に対し養育医療を給付	出生時の体重が2,000g以下で、生活力が特に薄弱であって、諸条件に該当する乳児
小児慢性特定疾病医療費助成制度 ☎お問合せ先 加東健康福祉事務所 地域保健課	対象疾病にかかる医療費(保険診療のみ)の一部を助成。助成を受けるためには厚生労働大臣が定める疾病の程度を満たしていることが必要です。該当するかどうか、かかりつけ医とご相談の上、申請ください。 ※「指定医療機関」による医療費のみが助成対象です。 ※ 助成開始後は年1回更新手続きが必要です。	新規申請は18歳3か月まで可能です。 (18歳時点で本事業の対象になっており、引き続きの治療が必要と認められる場合は20歳まで対象) <対象疾病一覧> 『小児慢性特定疾患情報センター』 https://www.shouman.jp/
特定医療費(指定難病)医療費助成制度 ☎お問合せ先 加東健康福祉事務所 地域保健課	制度の詳細や必要書類については、兵庫県ホームページをご覧ください。	小児慢性特定疾病医療費助成を受けている方で、指定難病に該当する疾病がある場合は20歳までに本事業を申請することで切れ目なく助成を受けることが可能です。 <対象疾病一覧> 『難病情報センター』 https://www.nanbyou.or.jp/

給付・手当

各市町によって制度の有無・給付条件が異なります。詳しくは、各市町の障がい福祉担当課にお問合せください。



Q&A

医療的ケアを必要とするお子様を育てる保護者の皆様が抱える日常の疑問や不安を少しでも解消できるよう、よくある質問とその答えをまとめました。日々の生活で困ったとき、支援を求める際に役立つ情報をお届けします。

退院して自宅に帰ることになって、地域で受けられるサービスや手当について相談したいんだけど？

最初は不安だと思いますが、まずは各市町に配置されている「医療的ケア児等コーディネーター」にご相談ください。コーディネーターは、医療機関や福祉サービス、行政と連携して、必要なサービスや手当について情報の提供と手続きなど相談にのってくれます。

仕事への復帰を考えています。こども園などを利用したいが、どこでも利用できるのでしょうか？

お子様の医療的ケアの内容や園の人員配置により検討が必要になりますが、預けられる園もあります。まずは各市町の園を担当する課にご相談ください。

出かけたくても、市販のベビーカーには乗せにくい。何か良い方法がありますか？

補装具という、身体に障がいのあるお子様の身体機能を補完・代替する装具があります。自費で作製すると高額になりますが、身体障害者手帳をお持ちの場合、負担が軽くなることがあります。主治医に相談したり、各市町の障がい福祉担当課にお問い合わせいただくと、具体的な支援や手続きについて案内してもらえます。

医療的ケアが必要だけど、学校に通うことはできるのかな？ 就学相談は同年代のお子様と同じ時期に行うべきですか？

医療的ケアが必要なお子様の就学については、少し早めにご相談いただくと、準備をしっかりと進めることができます。学校教育の担当課に早めに連絡し、支援が必要な場合の相談をしておくことで安心です。各市町で対応が異なる場合があるため、地域の教育委員会などにも確認してください。

日頃から災害を想定して
備えておくことが大切



想定される災害、避難方法の確認

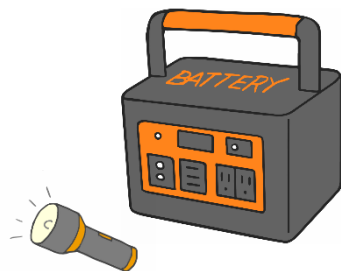
- ・ お住まいの地域でどんな災害が発生する可能性があるのか確認が必要です。
- ・ 避難方法や家族との連絡手段を確認しておきましょう。

室内の環境を整えておく

- ・ 医療機器や載せている台をしっかりと固定する。
- ・ バッグバルブマスクは、常に手の届く場所に置いておく。

電源の確保

- ・ 内蔵バッテリーの持続時間を把握しておく（停電になってから何時間動く？）
- ・ 外部バッテリーを準備
- ・ 車から電源確保できるように準備
- ・ 吸引器は3電源方式が望ましい（AC電源、バッテリー、シガーソケット）
- ・ 発電機



※ 人工呼吸器のバッテリーや蓄電池が日常生活用具の給付対象になっている自治体もあります。お住まいの自治体へお問い合わせください。

飲料水（経管栄養用など）、吸引用の水、
内服薬、ケア用品などは、最低3日分準備

水・薬・医療的ケア用品

- ・ 非常用物品の置き場所を決めておきましょう。訪問看護師やヘルパーとともに定期的に確認をしましょう。
- ・ 災害が発生したときに、自分たちの力で避難が難しく支援を必要とする「避難行動要支援者」の「災害時個別避難計画」を作成し、地域で支援が受けられるよう各自治体に取り組んでいます。自分たちで備える“自助”と合わせて、災害時の不安や心配がある方は、お住まいの自治体の防災担当課や障がい福祉担当課へ相談してみましょう。

共通の制度

制度名	時期	対象・内容	問合せ先
障がい児福祉手当	随時	20歳未満で身体または精神に重度の障がいがあるために、日常生活に常時介護を要する在宅の障がい児等に手当を支給	各障がい福祉担当課
特別児童扶養手当	随時	身体または精神に障がいのある子どもを養育しているご家族などを対象に手当を支給	各市町
介護手当	手帳取得後	身体障がい者手帳1級または2級、療育手帳A判定をお持ちで、おおむね6か月以上常時寝たきりの状態の方を在宅で介護する方に対して手当を支給	各障がい福祉担当課
兵庫ゆずりあい駐車場	随時	障がいのある方などのための駐車スペースを適正にご利用いただくため、「兵庫ゆずりあい駐車場利用証」を交付	各障がい福祉担当課 加東健康福祉事務所 監査・福祉課 0795-42-9357

市町独自の制度

制度名	時期	対象・内容	問合せ先
障がい児入浴サービス	手帳取得後	家庭において入浴することが困難な18歳未満の身体障がい者手帳もしくは療育手帳所持者を対象に施設での入浴サービスを提供	三木市 障がい福祉課 0794-82-2000
福祉用具・福祉車両の貸出し	随時	車いす、福祉車両（車いす対応）、ベビーベッドの貸出し 市内在住者・障がい者手帳を持っていなくても利用可	加東市 社会福祉協議会 0795-42-2006
福祉年金	手帳取得後	身体障がい者手帳、療育手帳、精神障がい者保健福祉手帳をお持ちの方 年1回、障がい種別等級に応じた年金を支給	西脇市、加西市、 加東市、多可町 各障がい福祉担当課

日常生活用具

お子様やご家族の日常生活を支える用具です。
申請にあたり、医師の意見書が必要になる場合があります。



たん吸引器



パルスオキシメーター



ネブライザー

補装具

身体障がいのあるお子様の身体機能を補完・代替する道具です。車いすやバギー、補聴器などがあります。主治医やリハビリの先生に相談してください。購入や修理、借り受けの費用が支給されます。



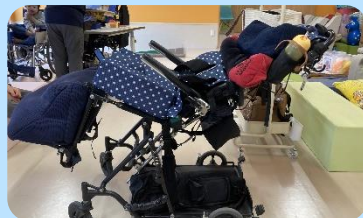
短下肢装具



起立保持具



補聴器



ティルト式手押し型車いす

医療

自宅で生活を送るために必要な医療は、かかりつけの病院の主治医や看護師、医療ソーシャルワーカーに相談して確実ににつないでもらいましょう。

訪問診療

医師が自宅に訪問
診療・処置・処方を行います。病状が悪化した場合は、病院への紹介状を作成し、適切な医療へつなぎます。

訪問看護

看護師が自宅に訪問し、医師の指示のもと、病状の観察や医療的ケア、医療機器の管理や操作援助・指導などを行います。
育児の相談や家族の健康相談など、お子様のケアだけでなく、ご家族の心身のケアも行っています。

訪問リハビリ

理学療法士(PT)、作業療法士(OT)、言語聴覚士(ST)などのリハビリ専門職が自宅に訪問し、医師の指示のもと、姿勢についてのアドバイスや食事を食べる・飲みこめるようにするための訓練など、お子様の発達を促すためのリハビリを行います。



保育と教育

就園・就学に向けての相談や、園・学校生活における相談は、市町の担当窓口で受けることができます。主治医や医療的ケア児等コーディネーター、保健師にも相談して、就園・就学について考えてみましょう。

就園・就学後は、医療的ケアの必要なお子様の状態に応じて、主治医の意見書や指示書に基づき、看護師等が医療的ケアを実施します。

保育所・幼稚園・こども園について

☎お問合せ
各市町教育委員会
子育て支援担当課

園を担当する課
に相談
お子様の現状を
確認

入園 申込み

入園選考の結果、
入園可否 決定

※ 市町ごとに申込み期限が異なります。また、園によって入園可能な年齢が異なります。
※ 園の建物面積や保育士・看護師の配置状況により入園できないことがあります。

小学校・中学校

☎お問合せ
各市町教育委員会

通常学級

集団での学びを通して、学び方や社会性を身につけます。

特別支援学級

種別に適した自立活動や各教科を合わせた指導など、障がいによる学習または生活上の困難を克服し、自立を目指します。

特別支援学校

☎お問合せ
各市町、県教育委員会

障がいや発達の状況に合わせた教育を行えるよう、施設・設備・教材・人材などが整えられており、個性や特性に応じたカリキュラムを作成し、社会的自立を目指します。

兵庫県立北はりま特別支援学校

三木市立三木特別支援学校

小野市立小野特別支援学校

加西市立加西特別支援学校

※ 医療的ケアの実施体制は、地域や施設によって異なります。看護師の配置状況や受入れ体制が整っていない場合もあり、希望される保育所・学校への入所・通学が難しいことがあります。早めにお住まいの市町の担当課に相談し、お子様に合った支援方法を一緒に検討していきましょう。

生活の中で受けられる支援

自宅で受けられる支援

重度訪問介護

15歳以上の方で、重度の肢体不自由または重度の知的障がいもしくは精神障がいがあり常に介護を必要とする方に対して、ホームヘルパーが自宅を訪問し、入浴、排せつ、食事などの介護、調理などを行います。

訪問入浴サービス

ご家庭で入浴することが難しい方に対し、移動入浴車を派遣し、入浴サービスを行います。

居宅介護 (ホームヘルプ)

ヘルパーが、自宅での入浴や排せつ、食事の介助などの身体の介護や、掃除や洗濯などの家事援助、通院時の介助などを行います。



施設で受けられる支援

療育

放課後等デイサービス

小中高、特別支援学校などに就学しているお子様について、放課後や長期休暇時に生活能力向上のために必要な訓練や社会との交流促進などの支援を行います。

保育所等訪問支援

保育所や学校に通うお子様に対して、指導員が保育所等へ訪問し、他児童との集団生活を安心して過ごせるよう支援を行います。

児童発達支援

未就学のお子様に対して、日常生活における基本的な動作の指導、知識技能の獲得の補助、集団生活への適応訓練などを行います。

通所

日中一時支援

日中の介護者が不在で、一時的に見守りなど支援が必要な場合、施設において日常生活の支援を行います。

短期入所 (ショートステイ)

ご家族の病気や休息のため、お子様を短期間預けることができる福祉サービスです。夜間を含めて施設に預けることができ、滞在中には食事や排せつの支援、医療的ケアなどが提供されます。



放課後等デイサービス事業所の様子



事業所スタッフによるサポート

入所

障がい児入所施設

障がいのある児童が施設に入所し、日常生活のサポート、自立に必要な知識や技術の習得をお手伝いします。福祉サービスを行う「福祉型」と、福祉サービスに併せて治療を行う「医療型」があります。

外出

移動支援

屋外での移動が困難な障がいのある方について、外出の支援を行います。

計画相談

障がい福祉サービス等の利用を希望するお子様について、サービス等利用計画を作成したり、作成した計画がお子様にとって適切であるかを確認し、必要に応じて変更などを行います。

※上記サービスを受けるためには、各市町の窓口で申請し受給者証を取得する必要があります。
※病気や障がいの程度、生活状況など各種条件によって受けられるサービスと受けられないサービスがあります。
※福祉サービスの利用には、相談支援専門員によるサービス等利用計画の作成が必要です。

福祉サービス申請から受給まで

相談

市町の障がい福祉担当課または、相談支援事業所に相談します。

申請・調査

必要書類を添えて福祉サービスの申請をします。相談支援の申請も同時に行い、担当の相談支援事業所が決まります。生活や障がいの状況について聞き取りをします。

計画書の作成・支給決定

相談支援専門員が福祉サービス等利用計画書を作成します。それらを踏まえて市町から支給決定が行われ、受給者証が発行されます。

福祉サービス事業所と契約

福祉サービスを利用する事業者を選択し、福祉サービス利用に関する契約を結びます。

サービスの利用開始

計画書に基づいてサービスを利用します。

福祉サービスの利用料について

福祉サービス利用の自己負担は、原則1割負担です。ただし、自己負担が大きくなりすぎないように世帯の所得に応じて上限額が決定されます。

※ 子どもの福祉サービス利用に関して、療育手帳、身体障がい者手帳を持っていないくても、支援の必要性が医師の意見書等で確認できれば利用できます。